別表第3の1のイの(1)中「478単位」を「482単位」に、「359単位」を「362単位」に、「278単位」を「281単位」に、同イの(2)中「616単位」を「622単位」に、「451単位」を「455単位」に、「363単位」を「366単位」に改め、同1のロの(1)中「1,309単位」を「1,320単位」に、「670単位」を「675単位」に、「573単位」を「568単位」に、同ロの(2)中「1,587単位」を「1,600単位」に、「813単位」を「820単位」に、「689単位」を「695単位」に改める。

別表第4の1中「906単位」を「912単位」に改める。

○厚生労働省告示第百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の1のイの(1)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(2)中「619単位」を「625単位」に、「1,430単位」を「1,444単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(3)中「536単位」を「541単位」に、「940単位」を「950単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(4)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(5)中「613単位」を「619単位」に改め、同イの(6)中「551単位」を「557単位」に改め、同イの(7)中「534単位」を「539単位」に改め、同イの(8)中「516単位」を「521単位」に改め、同イの(9)中「498単位」を「503単位」に改め、同イの(10)中「481単位」を「486単位」に改め、同イの(11)中「462単位」を「467単位」に改め、同イの(12)中「460単位」を「465単位」に改め、同イの(13)中「459単位」を「464単位」に改め、同イの(14)中「457単位」を「462単位」に改め、同イの(15)中「455単位」を「460単位」に改め、同イの(16)中「453単位」を「458単位」に改め、同イの(17)中「449単位」を「454単位」に改め、同イの(18)中「446単位」を「451単位」に改め、同イの(19)中「443単位」を「447単位」に改め、同イの(20)中「440単位」を「444単位」に改め、同イの(21)中「437単位」を「441単位」に改め、同1のロの(1)中「725単位」を「732単位」に改め、同ロの(2)中「668単位」を「675単位」に改め、同ロの(3)中「641単位」を「647単位」に改め、同ロの(4)中「616単位」を「622単位」に改め、同ロの(5)中「589単位」を「595単位」に改め、同ロの(6)中「562単位」を「568単位」に改め、同1のハの(1)中「882単位」を「891単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(2)中「601単位」を「607単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(3)中「601単位」を「607単位」に、「1,422単位」を「1,436単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(4)中「499単位」を「504単位」に、「1,047単位」を「1,058単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(5)中「457単位」を「462単位」に、「868単位」を「877単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(6)中「427単位」を「431単位」に、「793単位」を「801単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(7)中「398単位」を「402単位」に、「669単位」を「676単位」に改め、同ハの(8)中「595単位」を「601単位」に改め、同ハの(9)中「550単位」を「556単位」に改め、同ハの(10)中「488単位」を「493単位」に改め、同ハの(11)中「474単位」を「479単位」に改め、同ハの(12)中「459単位」を「464単位」に改め、同ハの(13)中「444単位」を「448単位」に改め、同ハの(14)中「429単位」を「433単位」に改め、同ハの(15)中「413単位」を「417単位」に改め、同1の(1)中「882単位」を「891単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(2)中「620単位」を「626単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(3)中「620単位」を「626単位」に、「1,412単位」を「1,426単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(4)中「500単位」を「505単位」に、「1,040単位」を「1,050単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(5)中「460単位」を「465単位」に、「866単位」を「875単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(6)中「424単位」を「428単位」に、「748単位」を「756単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(7)中「401単位」を「405単位」に、「665単位」を「672単位」に改め、同1の(8)中「592単位」を「598単位」に改め、同1の(9)中「547単位」を「553単位」に改め、同1の(10)中「485単位」を「490単位」に改め、同1の(11)中「471単位」を「476単位」に改め、同1の(12)中「457単位」を「462単位」に改め、同1の(13)中「442単位」を「446単位」に改め、同1の(14)中「427単位」を「431単位」に改め、同1の(15)中「412単位」を「416単位」に改め、同1のホの(1)中「705単位」を「712単位」に改め、同ホの(2)中「696単位」を「703単位」に改め、同ホの(3)中「684単位」を「691単位」に改め、同ホの(4)中「671単位」を「678単位」に改め、同表の2の注1中「第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）」を「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）」を「第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

別表第2の1のイの(1)中「318単位」を「321単位」に改め、同イの(2)中「146単位」を「147単位」に改め、同イの(3)中「867単位」を「875単位」に改め、同1のロの(1)中「122単位」を「123単位」に改め、同ロの(2)中「867単位」を「875単位」に改める。

○厚生労働省告示第百八十八号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の1中「2,300単位」を「2,313単位」に改め、同1の注1中「第5条第22項」を「第5条第21項」に、「第1条第9号」を「第1条第11号」に改め、同1の注3中「第5条第19項」を「第5条第18項」に、「又は障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）」を「、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）」に、「又は入所等を」に改め、同表の3の注中「又は障害者支援施設等」を「、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等」に、「又は退所日」を「、退所等をする日」に、「又は退所することと」を「、退所等をすることと」に、「又は退所後」を「、退所等をした後」に改める。

別表第2のイ中「300単位」を「301単位」に改め、同表のロ中「700単位」を「703単位」に改め、同表の注1中「第1条第10号」を「第1条第12号」に改める。

○厚生労働省告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表の1のイ中「1,600単位」を「1,606単位」に改め、同1のロ中「1,300単位」を「1,306単位」に改め、同1の注6中「700単位」を「703単位」に改め、同1の注7中「1,000単位」を「1,004単位」に改める。